

「旭川観光大使」事業実施要綱

(目的)

第1条 市外に居住する旭川市出身者及びゆかりのある者及び本市の応援者に「旭川観光大使」（以下「大使」という。）の職を委嘱し、本市の魅力を国内外に積極的にPRするとともに、本市の観光振興事業等の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 大使の活動内容については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国内外にて、大使の持つ仕事や人脈、日常活動の中で、本市のPR及び情報発信を行うこと。
- (2) 本市のイメージアップ、PRのために、本市及び本市が関係し作成する広報誌、パンフレット、HP等に掲載するための本市への応援のコメント等を寄稿すること。
- (3) 本市の観光及びまちづくりへの提言、アドバイスをを行うこと。
- (4) 本市への観光客誘致等に係る事業・イベントに参加、協力すること。

(委嘱)

第3条 本市では、次の各号に掲げる者について、本市観光事業に関係する団体及び個人より推薦があり、本市がこれを認めた場合、若しくは、本市が特に必要と判断した場合に、大使への就任を依頼し、承諾を得られた後、委嘱するものとする。

- (1) 道外に居住している本市の出身者及びゆかりのある者で、制度の目的に賛同し、協力を得られる経済界、学界、マスコミ、文化、芸術、芸能、スポーツなど各界で活動する者。
- (2) 本市に居住したこと又は勤務したことのある道外在住の者で、趣旨に賛同し、協力を得られる者。
- (3) 市外、道外に居住する者で、本事業の趣旨に賛同し、協力の得られる者。

2 委嘱した大使には、委嘱状及び観光大使名刺を市長より直接贈呈する。ただし、双方または一方の事情により、直接贈呈できない場合は、郵送により行うことができるものとする。

(任期)

第4条 大使の任期は委嘱した日から起算し、3年目の年度の末日までとする。ただし、再任を妨げるものではなく、任期終了前に再任の確認を行う。

- 2 大使は任期途中であっても、本人が辞退の申し出をした場合は辞任することができる。
- 3 本人が死亡した場合、大使の職は消滅する。
- 4 1年以上にわたって本人と連絡が取れない場合は、辞任したものとみなす。
- 5 その他、特別な理由がある場合は、本人に確認した上で解任することができる。

(報酬及び支援)

第5条 大使に対して報酬は支給しない。ただし、本市のPR等、大使の活動を支援するため、次の各号

に掲げるものを提供する。

- (1) PR用観光大使名刺。
- (2) 本市広報誌「あさひばし」。
- (3) 「観光大使通信」。
- (4) その他、本市観光PRに係る資料。

(個人情報の守秘義務)

第6条 委嘱に際し、本市で知り得た大使の個人情報のうち、次の各号に掲げるものについては、原則公開とするが、それ以外の個人情報については、非公開とする。ただし、特に本人の希望がある場合は、各号に掲げる情報についても、非公開とすることができる。

- (1) 大使の氏名。
 - (2) 大使の職業（各種団体の役職も含む）。
 - (3) 大使と本市との関係。
- 2 本市の観光PR・情報発信をする際に、委嘱時に提供された大使の写真を使用する場合は、その使用の可否について、本人に確認した上で、掲載することとする。
- 3 第1項に掲げるもの以外の個人情報の公開を要する場合は、本人にその可否を確認した上で、公開するものとする。

(所管)

第7条 大使に係る事務については、旭川市観光スポーツ交流部観光課が所管し、以下の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大使委嘱に係る事務手続き。
- (2) 第2条の各号に掲げる活動に必要な連絡、調整、依頼。
- (3) 第5条の各号に掲げる物品・資料等の作成、送付。
- (4) 大使の活動状況・予定の確認（観光大使通信発送時）。
- (5) 任期満了に際して行う、再任の確認。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年6月29日より施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。